

支援会員に関するよくあるご質問

● 会員登録に関する質問 ●

① 支援会員になりたいのですが、保育士等の資格が必要ですか。

⇒センターが実施する4日間の支援会員研修²のプログラムをすべて受講する必要があります。

② 急用のため、研修の一部のプログラムに参加することができません。今回の研修は全て欠席した方が良いでしょうか。

⇒受講したプログラムは次回の研修で免除できますので、受講できるプログラムのみ参加いただいて構いません。

③ 支援会員を継続していくために、更新手続き等は必要ですか。

⇒更新手続きは不要です。

● 活動に関する質問 ●

④ 預かる子どもは何歳からですか。

⇒生後2か月から小学校修了前までです。

⑤ 子どもを預かる場所はどうやって決まりますか。

⇒預かり場所は、活動内容により決定します。なお、利用会員のご希望を優先しますが、両会員の同意の上で決定します。

⑥ 預かっている時に、子どもに食事やおやつを与えても大丈夫ですか。

⇒できます。アレルギーや使用する食材等については、事前打合せの際に必ず確認します。また、利用会員に準備してもらい、与えていただく場合もあります。なお、事前打合せで確認していない場合、保護者の承諾なしに子どもに食事やおやつを与えることは禁止しています。

⑦ 病児の子どもを預かることもありますか。

⇒病児の預かりや送迎はできません。

⑧ 送迎で車を使っても良いですか。

⇒支援会員の自家用車での送迎はできません。徒歩又は自転車³が主な送迎手段になります。

また、バスや電車等の公共交通機関を利用する場合は必ず利用会員に確認してください。

² 研修会の日程は年度ごとに異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

³ 自転車での送迎は未就学児までになります。また、お子さんと自転車で並走することはできません。

⑨ 子どものケガや事故が心配です。何か保険はありますか。

⇒万が一の事故に備え、センターでは利用会員・支援会員のための補償保険に加入しています。
(保険料は市が負担)

⑩ 報告書はいつまでに提出すれば良いですか。

⇒報告書は活動月の翌月15日までをお願いします。提出が遅れそうな場合は、事前にセンターまで連絡してください。

⑪ 活動してもらった謝礼金について、確定申告は必要ですか。

⇒活動で得た謝礼金は、税法上「雑所得」となります。雑所得とパート就労等で得た給与所得の合計金額が、年間で38万円を超えると課税対象となり、配偶者控除および扶養控除の対象ではなくなりますので、確定申告が必要になります。

また、給与を1か所から受けている場合、給与所得および退職所得以外の雑所得を含めた所得の合計が年間で20万円を超えると、確定申告が必要になります。

確定申告についての詳細は、立川税務署(042-523-1181)までお問い合わせください。
